

行政事業レビューシート サブシート

事業番号 当初 1 - 5

予算事業名	犯罪被害者支援経費	事業開始年度	-	作成責任者		
担当部局	警察庁	担当課室	給与厚生課 犯罪被害者支援室	給与厚生課長 横内 泉		
会計区分	一般会計	上位事業	長官官房			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	犯罪被害者等基本法第22条	関係する計画、通知等	犯罪被害者等基本計画			
事業概要 (5行程度以内)	犯罪被害者等の支援の充実を目的として、警察と民間被害者支援団体における連携の強化及び支援に関わる者の知識・技能の向上を図るため研修会の開催等を実施している。					
実施状況	民間被害者支援団体の支援員等に対する研修会の開催、被害者支援教養ビデオの作成等を実施した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	23	32	19	9	7
	執行額	19	18	13	/	/
	執行率	83%	56%	68%	/	/
	総事業費(執行ベース)	19	18	13	/	/
自己点検 (使途の把握水準や見直しの余地等)	民間被害者支援団体は、相談、病院等への付添いなど被害からの回復に向けたさまざまな支援を行っており、被害者支援における役割は非常に大きいことから、その質的水準の向上を図るため、継続して実施する必要がある。 本事業は、警察庁において契約しているため、支出先については把握している。契約にあたっては、一般競争入札を実施し、予算の適正な執行に努める。					
資金の流れ / 費目・使途	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">警察庁 13百万円</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">〔研修会開催の業務委託等〕</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">〔一般競争入札〕</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">A. 横浜ハイテク プリンティング株式会社 他2者 13百万円</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">〔受託した研修会開催の業務等を実施〕</div>		A. 横浜ハイテクプリンティング株式会社			
			費目	使途	金額 (百万円)	
		会場借上費等	民間被害者支援団体に対する研修会	6		
		計		6		

Aブロック以外の支出先等
(1枚目に収まらない場合)

【A. 上位10者の支出先】					
支出先	内容	金額 (百万円)	支出先	内容	金額 (百万円)
横浜ハイテクリ テイング株式会社	民間被害者支援団体に対する研 修会	6			
株式会社毎 日映画社	被害者支援教養ビデオ作成	4			
株式会社都市 交流プラン	被害者支援に関する調査研究	3			
費目	使 途	金 額 (百万円)	支出先	内 容	金 額 (百万円)
計		0			
費目	使 途	金 額 (百万円)	支出先	内 容	金 額 (百万円)
計		0			

犯罪被害者支援経費について

全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワークは、犯罪被害者等早期援助団体及びその指定を目指す民間被害者支援団体で構成される非営利法人で以下のような事業を行っている。

- ・犯罪被害者支援に関する広報・啓発
- ・民間被害者支援団体の支援スタッフの研修
- ・全国各地における民間被害者支援団体設立の推進と連携
- ・被害者・遺族の自助グループの支援と連携

全国犯罪被害者支援ネットワークは、スタッフ研修等を通して、各民間被害者支援団体の事業水準の向上に寄与

各都道府県の民間被害者支援団体 (全国被害者ネットワークの加盟団体)

全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体は、平成22年4月現在で47団体あり、これらの団体は、関係機関と連携を図り、以下のような援助を行い被害者の早期援助に大きな役割を果たしている。

- ・犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動
- ・犯罪被害者相談業務（電話相談、面談相談）
- ・直接支援業務（防犯ブザー等の貸与、病院や裁判所等への付添い、被害者等の職場等関係者への連絡、被害者自助グループへの支援）
- ・ボランティア相談員の養成及び研修

犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した非営利法人である。（平成22年4月現在47団体中30団体が指定を受けている）

犯罪被害者等早期援助団体は、警察本部長から犯罪被害の概要等に関する情報提供を受け、これにより、被害者に対して能動的にアプローチして援助を行うことができ、早期援助に特に大きな役割を果たしている。

警察庁

「全国民間被害者相談員研修会」への協力

- ・被害者支援教養ビデオ
- ・被害者支援に関する調査研究結果の提供

都道府県警察